

を問う



小村 公洋

平成十九年度当初予算について 一般財源八%削減

小村 伯耆町となり三年目を迎えた合併初年度は赤字決算となったが十九年度予算は満足出来る予算編成であったのか。

町長 主な施策として協働へ向けた体制整備、地域交通体系の整備、行財政改革の推進、こしき保育所改築事業、教育の充実など達成感をもつことが出来た。

町長の政治姿勢について

小村 日頃から町長は積極的に情報公開し、町民や議会の意見を聞いて町政を進めたいと言われているが、本会議・全員協議会を問わず、検討すると答弁した事項については、その結果や途中経過を議会に報告すべきではないか。

町長 個々の案件の中には議会への配慮の足りないもの、長期間の検討時間が必要なものもある。質問の様な事案については適宜対処したい。

指定管理施設の追加は

小村 総合スポーツ公園、岸本町民体育館及び溝口

町民体育館は指定管理者制度により外部委託はできないか。

町長 これらの施設は十七年度基本方針の中で施設のあり方や運営方法の検討をする必要があり、当面直営とするものとした。今後引き続き施設を所管する教育委員会と検討・協議を行い、課題の解決を図ろう。



総合スポーツ公園野球場（大原）

決を図ろう。指定管理に移動した方がよいのは、順次、指定管理に切替えていく。

職員に対する指導管理は

小村 先に新聞報道された職員の不祥事については、我々議員は新聞によって初めて知ったが日頃の職員に対する指導管理はどのようになっているか。

町長 職員へは全体の奉仕者である公務員であることを強く認識し公私の区別なく行動するよう指導してきた。今後においては再発がない様、倫理規程による職員倫理の徹底を図っていく。

懲戒審査会の規則改正

小村 職員の懲戒という重要な事件を取り扱うため、従来は委員の選任に当たっては議会の同意を

得る関わりがあったが規則の改正により全く議会の関与するところはなくなった。規則を改正する前に説明は出来なかつたのか。

町長 処分を審査する対象となる一般職員が出た場合には事前にその状況を報告するのが適切であったと反省している。今回の場合は各方面から批判が一気に殺到したためこれに対処する意味で処分を急ぐことが妥当と判断した。

町政



大江 昇

教育基本法改正の取り組みは肯定的に受け止める

大江 教育基本法の改正に伴う
 ・評価と取組について
 ・教育の目的及び理念について

・改正にあたり学校現場との連携について聞く
町長 将来に向かって新しい時代への教育の基本理念を明確に示し、我が国の未来を切り拓く教育を実現していくために、

改正は必要なことで肯定的に受け止めている。
教育委員長 様々な教育課題が顕在している現代の社会にあって、課題解決への方向性を示す基本法の改正と認識している。又、現行基本法を踏襲しつつ、公共の精神や規範意識、青少年に培うべき道徳性の育成についても具体的に規定されており、教

育委員会としても基本法の改正を肯定的に評価したい。
教育長 基本法は改正されたが、現在、中央教育審議会に教育振興基本計画特別部会が設置され、答申が閣議決定された後、学校法、教育関連法が改定される。

用する本町の対応として、寄附者の行為を伝承する対応についてどう考えているか。また町長部局へ寄附台帳の整理保管はどうなっているか。
町長 寄附台帳の作成は行っていないが、寄附に係る書類を書庫で簿冊管理としている。

伯耆町教育委員会は、国、県の教育振興基本計画を受け、町の基本計画を定めることになり、作業は二十年以降になると予測している。町教委は基本法の改正に伴って特段の対応を迫られることは無いと理解している。

大江 過去の寄附者状況を説明してほしい。
町長 学校図書への過去の寄附者は（下村定義氏一四三万円）昭和五十三年下村文庫を小中学校に開設したが平成十七年に本の老朽化が進み、図書

の破棄をした。
大江 寄附金の一部を使用して図書館に大江賢治文庫の創設を考えないか。
教育長 基金の一部を使って大江文庫の創設は、

寄附者への意思に反することでは出来かねる。
大江 寄附金（基金）処分の十八年度、各学校の利用状況報告と基金利用の指導と十九年度の基金使用計画について聞く。
教育長 十八年度各学校七校に十万、十九年度三十万ずつ、一般財源と合わせ図書購入費へ予算化するとしている。

使用指導について
 各学校図書室へ大江文庫コーナーを設け、本にはシールを貼付所蔵している。



岸本中学校図書室



大江文庫シール

育委員会として基本法の改正を肯定的に評価したい。
教育長 基本法は改正されたが、現在、中央教育審議会に教育振興基本計画特別部会が設置され、答申が閣議決定された後、学校法、教育関連法が改定される。

寄附行為の再考
大江 寄附者の学校図書整備への申し出理由は理解できるが、受取り、活

用する本町の対応として、寄附者の行為を伝承する対応についてどう考えているか。また町長部局へ寄附台帳の整理保管はどうなっているか。
町長 寄附台帳の作成は行っていないが、寄附に係る書類を書庫で簿冊管理としている。

寄附者への意思に反することでは出来かねる。
大江 寄附金（基金）処分の十八年度、各学校の利用状況報告と基金利用の指導と十九年度の基金使用計画について聞く。
教育長 十八年度各学校七校に十万、十九年度三十万ずつ、一般財源と合わせ図書購入費へ予算化するとしている。